



【新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について】
 新型コロナの感染対策は、令和5年5月8日より現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取り組みをベースにしたもの」に変更されます。

【公費支援等の取り扱いについて】

	現行	位置付け変更後(5月8日~)
外来医療費	<ul style="list-style-type: none"> 行政による患者の外出自粛要請 外来医療費の自己負担分を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛は求められない 高額な治療薬の費用を公費支援 その他は自己負担 ※新型コロナ治療薬の費用は、急激な負担増を避けるため、公費支援を一定期間継続。
入院医療費	<ul style="list-style-type: none"> 行政による入院措置・勧告 入院医療費の自己負担分を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 行政による入院措置・勧告はなくなる 入院医療費の一部を公費支援 ※新型コロナ治療のための入院医療費は、急激な負担増を避けるため、一定期間、高額療養費の自己負担分から2万円を減額(2万円未満の場合はその額)
検査	<ul style="list-style-type: none"> 患者を発見・隔離するため、有症状者等の検査費用を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 検査費用の公費支援は終了 ※重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査や従事者の集中的検査は行政検査として継続

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」より

【病院施設内ではマスクの着用をお願いします】

マスクの着用につきまして、個人の判断に委ねることとなっていますが、厚生労働省は医療機関を受診する時はマスクの着用を推奨しています。

当院には高齢の患者様等、重症化リスクの高い方が多くいらっしゃいますので**発熱等の症状の有無を問わず**

院内ではマスクの着用をお願いいたします。

ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

- 患者様に感動をしていただける医療を実践します
- 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

- 患者さまには次のような権利があります。
 私たちはその権利を尊重するような医療を行います。
- 医療を受ける権利
 - 知る権利
 - 自分で決定する権利
 - プライバシーを守られる権利

医療法人 医修会 新河端病院